

建築主・設計者の皆様へ

● 7月1日から建築確認・検査の申請手数料が変わります。

● 7月1日から建築基準法第42条第1項第5号項の規定による道路位置指定申請手数料が必要となります。

福島県土木部建築指導課

改正建築基準法の施行による建築確認・検査の厳正化に伴い、平成21年7月1日（市町村受付）から福島県が受け付ける建築確認、中間検査及び完了検査に係る申請手数料を次のとおり改定します。

また、平成21年7月1日（市町村受付）から福島県が受け付ける道路位置指定申請に対する審査手数料を新たに徴収することといたします。皆様方には、何卒よろしくお願いたします。

改正手数料一覧

①建築物の確認申請手数料

床面積の合計	新手数料	旧手数料
30平方メートル以内のもの	8,000円	5,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	15,000円	9,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	23,000円	14,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	29,000円	19,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	51,000円	34,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	71,000円	48,000円
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	212,000円	140,000円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	333,000円	240,000円
50,000平方メートルを超えるもの	647,000円	460,000円

②建築設備及び工作物の確認申請手数料

床面積の合計	新手数料	旧手数料
法第87条の2 建築設備	14,000円	9,000円
法第87条の2 建築設備の変更	7,000円	5,000円
法第88条第1項又は第2項 工作物	12,000円	8,000円
法第88条第1項又は第2項 工作物の変更	6,000円	4,000円

③建築物の完了検査申請手数料

床面積の合計	新手数料	旧手数料
30平方メートル以内のもの	14,000円	10,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	16,000円	12,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	22,000円	16,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	29,000円	22,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	49,000円	36,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	67,000円	50,000円
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	157,000円	120,000円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	241,000円	190,000円
50,000平方メートルを超えるもの	488,000円	380,000円

④建築設備及び工作物の完了検査申請手数料

床面積の合計	新手数料	旧手数料
法第87条の2 建築設備	18,000円	13,000円
法第88条第1項又は第2項 工作物	13,000円	9,000円

⑤特定工程に係る建築物の完了検査申請手数料

床面積の合計	新手数料	旧手数料
30平方メートル以内のもの	12,000円	9,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	15,000円	11,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	20,000円	15,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	28,000円	21,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	46,000円	35,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	63,000円	47,000円
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	151,000円	110,000円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	235,000円	180,000円
50,000平方メートルを超えるもの	482,000円	370,000円
法第87条の2 建築設備	16,000円	12,000円

⑥建築物の中間検査申請手数料

中間検査を行う部分の床面積の合計	新手数料	旧手数料
30平方メートル以内のもの	13,000円	9,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	16,000円	11,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	20,000円	15,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	28,000円	20,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	45,000円	33,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	60,000円	45,000円
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	135,000円	100,000円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	209,000円	160,000円
50,000平方メートルを超えるもの	427,000円	330,000円

⑦建築設備及び工作物の中間検査申請手数料

床面積の合計	新手数料	旧手数料
法第87条の2 建築設備	17,000円	12,000円
第88条第1項 工作物	13,000円	9,000円

⑧道路位置指定の申請手数料

法第42条第1項第5号による道路位置指定申請(変更含む)	50,000円	
------------------------------	---------	--

問い合わせ先：福島県土木部建築指導課 TEL 024-521-7523

なお、詳しい内容は、所管建設事務所建築住宅課へお問い合わせ下さい。

各建設事務所建築住宅課のお問い合わせ先はこちらのリンク先を参照してください。
<http://www.pref.fukushima.jp/kenchiku/data/kikaku/kik/soudanmadoguchi/soudanmadoguchi.html>